

○財務省告示第十三号

宮城県気仙沼港は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条第三項の規定により平成二十一年一月一日から開港でなくなつたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十一年一月九日

財務大臣 中川 昭一